

『ふくしまベンチャーアワード2018』 募集要項

1 趣 旨

『ふくしまベンチャーアワード2018』は、福島県内で事業を行っている又は行う予定のチャレンジ精神を持った県内外の起業家等を募集・表彰することにより、県内の創業機運を高め、新たな産業の創出や地域経済の活性化に資することを目的とします。

2 応募区分・対象者

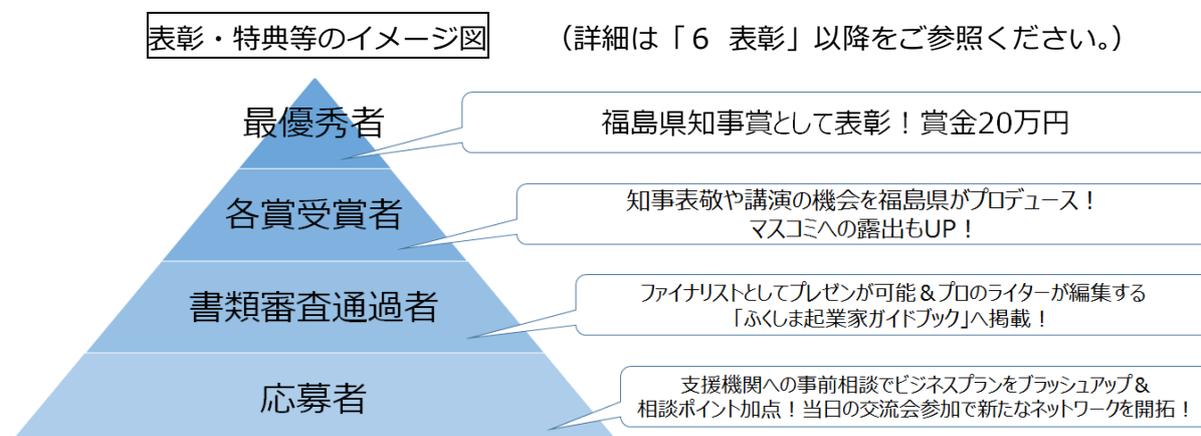
福島県内で事業を行っている又は行う予定の県内外の起業家^{※1} 又は起業を検討している方であって、以下のいずれかに該当する方が対象です。

- (1) 平成21年4月1日以降に新たに起業した方
- (2) 平成21年4月1日以降に新分野進出のために社内に新部門を設置するなど、実質的な起業とみなせることが書類等で確認できる方
- (3) 福島県内で事業を行うことを検討している方（ビジネスプランを含む、起業前も可）

※1 中小企業(中小企業基本法に定める中小企業者で未上場かつ大企業の出資比率が50%以下の会社)、特定非営利活動法人その他の法人の代表者又は個人事業主。

3 応募の特典・メリット

「ふくしまベンチャーアワード」はチャレンジ精神のある起業家を応援することを目的として実施している事業です。各賞受賞者への表彰や副賞はもちろん、その他のステージの方にとってもメリットのある事業を目指して企画・運営しております。



4 応募の制限

次の各号のいずれかに該当する場合は応募できません。

- (1) 過去のふくしまベンチャーアワードの各賞受賞者（新たな事業による応募は除く。）
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (3) 以下に該当する者が役員企業の代表者
 - ・ 法律行為を行う能力を有しない者

- ・ 破産者で復権を得ない者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられている者
- (4) 役員等が次の各号のいずれかに該当する又は次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与する企業等の代表者
- ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められる団体
 - ・ 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - ・ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ・ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）又は宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）の代表者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく規制の対象となる者
- (7) 都道府県税を滞納している者

5 主催等

- (1) 主催 福島県
- (2) 協賛 一般社団法人 J B I A（日本ビジネス・インキュベーション協会^{※2}）
- (3) 後援 関係省庁、団体へ申請し、決定し次第ホームページに掲載します。
- (4) 事務局 公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会

※2 一般社団法人日本ビジネス・インキュベーション協会とは、新たに起業する人を支援する人材（インキュベーション・マネージャー）を育成し、地域の産業を創造する人材を輩出することを目的とした民間団体です。

今般、東日本大震災の復興に資する活動をその事業の1つに掲げていることから協賛をいただきました。

6 表彰

- (1) 福島県知事賞
審査基準に照らして最も優秀な者に、表彰状及び20万円贈呈
- (2) J B I A賞
最優秀者に準ずる者に、表彰状及び10万円贈呈
- ※ (1)(2) いずれについても、賞金は全て一般社団法人 J B I A 様に協賛いただいております。
- (3) 準賞 若干名
- (4) 特別企画
上記(1)～(3)の他、最終審査当日の来場者による一般投票を実施し、ファイナリス

トの中で最も得票数が多かった起業家を表彰します。この人気投票による表彰は、他の賞との重複を妨げません。（受賞者には有志による副賞が贈られます。）

7 特典・副賞等

(1) 交流会への参加

1/22 最終審査終了後は、審査員をはじめ金融機関や先輩起業家、各種商工団体等を招いて交流会を行います。ネットワークづくりの場としてご活用ください。

(2) 「ふくしま起業家ガイドブック」への掲載

書類審査通過者は、プロのライターが編集する「ふくしま起業家ガイドブック 2018」に掲載します。「ふくしま起業家ガイドブック」は、県内で活躍する起業家を取材し、県が発行するパンフレットで、自治体や商工団体、金融機関、教育機関等に配布されます。

ただし、通過者多数の場合は、掲載企業を選定させていただく場合があります。

(3) 福島県による各種PR

受賞者には、県から各種PRの機会を提供します。以下の取組は一例です。

① 受賞者による県知事等表敬訪問

受賞を知事に報告することができ、訪問の様子は県内マスコミに取り上げられます。

② 行政への施策提言

福島県が主催する「市町村創業支援担当者会議」において、プレゼンの機会を設けます。施策提言や事業紹介のチャンスです。

③ ホームページへの掲載

(2) ふくしま起業家ガイドブックは起業家支援サイト「ビズスタふくしま」にも掲載します。ご自身の事業を広く一般にPRすることが可能です。

8 審査

(1) 審査基準

以下の審査基準に基づき、有識者からなる審査会において厳正な審査を行います。

審査基準		審査のポイント
1	起業の動機・意欲	<ul style="list-style-type: none"> ・創業する動機や目的、意欲が明確であり、高い志を有しているか ・応募にあたって支援機関に事前相談し、ビジネスプランをブラッシュアップしているか
2	市場性	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客を明確に定義できているか ・顧客に強いニーズがあるか ・市場にビジネスとして成り立つ市場規模が存在し、今後の将来性はあるか
3	競合優位性／新規性	<ul style="list-style-type: none"> ・競合他社を明確に定義できているか、 ・競合他社に対して差別化ができているか
4	実行性	<ul style="list-style-type: none"> ・明確な事業計画を有しているか ・事業を実現するための技術力・資金力・実施体制が整っているか

5	収益性	・利益を創出、継続できるビジネスモデルを構築しているか
6	地域貢献性	・地域の産業振興、雇用創出等が期待できるか

(2) 審査方法

○ 書類審査（一次審査）

全ての応募者について、提出のあった応募用紙及び書類により、書類審査を行います。書類審査は、各審査員の採点結果を集計した上で、上位者を書類審査通過者として決定します。

○ 公開プレゼンテーション審査（最終審査）

書類審査通過者のうち、上位数名をファイナリストとして選定します。ファイナリストには最終審査の場で公開プレゼンテーションの上、審査員との質疑応答による面接審査を受けていただきます。各受賞者は、審査員全員の協議により決定します。

※「12 事前相談先」に相談の上で申請された方については、書類審査における審査基準「1 起業の意欲・動機」において加点の対象となります。

(3) 応募・審査スケジュール

- 公募期間 平成30年10月25日（木）～12月7日（金）
- 一次審査 平成31年 1月上旬結果発表
- 最終審査 平成31年 1月22日（火）午後

※会場：サンパレス福島（福島市上町4-30）

9 応募方法

(1) 応募締切

平成30年12月7日（金）17時必着

(2) 提出方法

電子メール、持参又は郵送（応募締切日時までに必着）

(3) 必要な書類

- 応募用紙、別添資料（事業又はビジネスプランの概要図） ※2
- 直近事業年度の決算書類（収支計算書・貸借対照表・財産目録） ※3
- 法人登記簿謄本又は開業届 ※3
- 会社パンフレットなど事業の概要が確認できる資料 ※3

※2 別添資料はA4サイズで10枚までとしてください。

※3 起業前の方は不要です。また、複写でも可です。

(4) 提出先

○ 電子メールの場合

『ふくしまベンチャーアワード事務局』（公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会）

E-mail: fva2018@iwaki-sangakukan.com

○ 持参又は郵送の場合

〒970-8026 福島県いわき市平字田町 120 LATOV6F

公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会（電話 0246-21-7570）

※封書の宛名面に朱書で「ふくしまベンチャーアワード 2018 応募用紙」と明記してください。

(5) その他

- 応募には所定の応募用紙をお使いください。
ふくしまベンチャーアワード 2018 のホームページよりダウンロードできます。
<http://f-bizsta.jp/fva2018/>
<http://www.iwaki-sangakukan.com/2018/10/va2018.html>
- 応募用紙は、所定の用紙に準じてパソコンなどを用いて作成しても構いません。
- 書類に不備がある場合は、再提出を求められることがあります。
なお、指定期間内に書類が整備されない場合には、無効となります。
- 応募事業の知的所有権については、応募者に帰属します。
ただし、特許・実用新案、企業秘密やノウハウなどの情報の法的保護については、応募者の責任において対策を講じた上で、公表しても差し支えない範囲でご応募ください。
- 審査の詳細についてのお問い合わせには応じかねます。
- 最終審査におけるプレゼンテーション実施者は原則として応募者に限ります。
- 最終審査会場までの交通費など、応募に係る諸費用は応募者各自の負担となります。
- 応募者に対して県が行う各種事業の案内等を送付する場合があります。それ以外での第三者への情報提供は行いません。
- 応募された書類は返却しません。

10 留意事項

- 受賞者が以下のいずれかに該当した場合は、受賞を取り消す場合があります。
 - ・ 事業の目的を著しく損なうような行為若しくは応募資格の違反、盗作や虚偽の事実記載等があったと認められる場合
 - ・ 法令違反など、社会通念上受賞者とすることがふさわしくなく、また事業に対する信用を失墜させる行為があったと認められる場合
- 審査結果発表後も上記に該当することが判明した場合には、受賞を取り消す場合があります。

11 問合せ先

公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会

住 所 : 福島県いわき市平字田町 120 LATOV6F

電話番号 : 0246-21-7570

E-mail : fva2018@iwaki-sangakukan.com

1 2 事前相談先

本応募に伴う事前相談については以下の支援機関にご連絡下さい。なお、お問い合わせの際は「ふくしまベンチャーアワードの応募について」と伝えてください。

施設名称	支援機関名称	お問い合わせ先
福島駅西口インキュベートルーム	NPO 法人福島県ベンチャー・SOHO・テレワーカー共働機構	024-525-4048
株式会社ゆめサポート南相馬	株式会社ゆめサポート南相馬	0244-25-3310
相双ビジネスインキュベーションセンター	NPO 法人相双 NPO センター	0244-22-8500
いわき産業創造館 創業者支援室	(公社) いわき産学官ネットワーク協会	0246-21-7570
いわきインキュベーションルーム (IIR)	いわきエゾンオフィス企業組合	0246-35-1430
TATAKIAGE BASE (タキアゲベース)	NPO 法人 TATAKIAGE Japan	0246-38-6586
白河市産業プラザ 産業支援センター起業支援室	(一社) 産業サポート白河	0248-21-7361
郡山地域テクノポリス ものづくりインキュベーションセンター	(公財) 郡山地域テクノポリス推進機構	024-926-0344
co-ba Koriyama グロウイングクラウド	(一社) グロウイングクラウド	024-922-1377
会津若松市街なかインキュベーションセンター NAXIA (ナクシア)	NPO 法人環境地域文化エナジー	0242-23-8268
西会津町テレワークセンター	西会津町 商工観光課	0241-45-2213

※上記相談先へ相談の上で応募された方は 募集要項 7 審査 (2) 審査方法に記載のとおり、審査において加点对象となります。